

(日本語仮訳)

チェンマイ県と北海道間の友好関係に関する協定書

タイ王国チェンマイ県と日本国北海道（以下「両者」とする）は、両地域間の理解と友好の強化に向けた相互の強い意志に導かれ、両者間の交渉が既に長期にわたり継続している点を考慮し、以下のとおり合意に達した。

1. 両者は、それぞれの権限の範囲内および各国で効力を有する法律や規則により許容される範囲内において、平等と相互利益を基本に相互の繁栄と発展を促進するために協力する。
2. 両者は、各地域の政策および国際的責務に合致する各分野において協力する。
3. 両者は、それぞれの関係機関に対し本協定の下で直に交渉・協力するよう促す。また、両者は人材の交流も奨励する。
4. 両者は本協定を履行するにあたり、共同事業の実績を監視・評価するとともに具体的な成果が相互利益に資することを確認する目的で、年次会合により、または必要に応じ、協力の形式や内容に関して協議を行う。
5. 本協定は署名日より効力を有し、一方が他方に対し本協定終了の意向を書面で 6 ヶ月前に提示することで、本協定を終了することができる。

2013年2月26日、北海道で英語による原版2通に署名する。

タイ王国チェンマイ県

日本国北海道

チェンマイ県知事 Tanin Supasaen

北海道知事 高橋はるみ